

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：中垣内の棚田振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

中垣内の棚田

※範囲については別添1のとおり。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

##### ・耕作放棄の防止

令和11年度末まで耕作放棄地の発生を抑え、現状維持を目指す。

##### ・景観の維持

中山間地域直接支払制度の整備に併せて、定期的な点検を行い、

石垣の崩落箇所の修復に努める。

#### (2) 棚田の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ・自然環境の保全・活用

令和11年度末までに、必要な箇所（個々の耕作地）へ鳥獣侵入防止柵を設置する。また、彼岸花と水仙を畦畔に植栽する。

さらに、地芝居を来秋開催し、文化継承を目指す。

### 3 計画期間

認定の月から令和12年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

##### ①棚田等の保全

###### ・耕作放棄地の防止

耕作放棄地の減少と新たな発生防止を図る。

###### ・景観の維持

石積畦畔を定期的に点検し、石垣の崩落を未然に防ぐ。

特に、豪雨時や地震発生時には入念に調査し、崩壊した箇所や崩壊の恐れるある箇所を発見した場合は速やかに補修し、美しい棚田景観を保全する。

##### ②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

###### ・自然環境の保全・活用

地域住民が共同で鳥獣防護柵を設置し、鳥獣被害を減少させる。

また、彼岸花と水仙を畦畔に植えて環境美化を進める。  
さらに、地芝居を来秋開催し、文化継承を目指す。

（2）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の中垣内の棚田振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

中垣内の棚田協議会は、農業者、自治会、益田市で構成。  
参加者の名称又は氏名については別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項